



認 定 書

国 住 指 第2252号
平成 14年 3 月 1 日

株式会社森祥化粧合板
代表取締役 森下 和雄 様

国土交通大臣 林 寛 子



下記の構造方法又は構造材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第1条第五号（準不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QM-9245

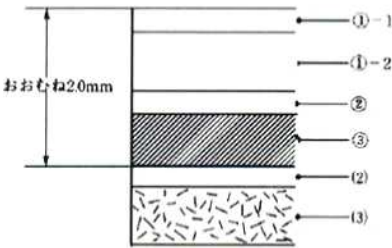
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

普通紙有機質（セルロース系）化粧壁紙張／不燃せっこうボード及び準不燃材料

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

以上

認定年月日	平成14年3月1日
認定番号	QM-9245
品目名	普通紙有機質（セルロース系）化粧壁紙張／不燃せっこうボード及び準不燃材料
製品の形状寸法	<p>(1) 全体の形状：シート状または巻取り状</p> <p>(2) 表面の形状：平滑または粗面</p> <p>(3) 寸法：幅（標準寸法） 45～95cm :長さ（標準寸法） 7.3～50m :厚さ おおむね 2.0mm</p> <p>(4) 質量：250g/m²以下</p>
構成（組成）断面図	 <p>(1) 壁紙：表面化粧層のない場合もある ①-1 化粧層 汚れ防止層 ①-2 化粧層 突き板 ② 貼り合せ接着剤 ③ 主素材 クラフト紙</p> <p>(2) 施工接着剤</p> <p>(3) 基材：法定不燃石膏ボードおよび法定準不燃材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁紙の品質・物性・規格は、JIS A 6921またはEN233、EN266の基準に合格、もしくはこれと同等以上のものを原則とする。 ・主素材である紙（原紙）の質量は製品質量の51%以上とする。 ・紙（原反）の表面にプリントまたはフィルム等によって化粧を施す場合、有機質質量の合算値を80g/m²以下とする（貼合せ接着剤を含む）。 ・張り替え作業を容易にするため、張り下地の表面全体にシーラーを塗布する。 ・接着剤は、JIS A 6922の品質に合格したもの、もしくはこれと同等以上のものとする。 ・施工接着剤の塗布量は60g/m²（固形換算量）以下とする（シーラー剤の質量を含む）。
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・張り工法は、直張りとする。 ・施工仕様を遵守する。 <p><施工上の注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・張り下地の防火性能を確認する。 ・壁紙と基材との組み合わせが、内装制限の防火性能に適合するものであることを確認する。 ・施工接着剤、シーラー剤およびパテについては、防火性能に支障をきたすことなく、かつ有害でないものを用いる。
施工仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・この場合の基材とは、法定不燃石膏ボードおよび法定準不燃材料をさす。 ・張り工法は、直張りとする。 ・張り替え作業を容易にするため、張り下地の表面全体にシーラーを塗布する。 ・接着剤は、JIS A 6922の品質に合格したもの、もしくはこれと同等以上のものとする。 ・施工接着剤の塗布量は60g/m²（固形換算量）以下とする（シーラー剤の質量を含む）。